

## 議会運営事業

(担当:議会事務局 局長:宮城政行)

7,591万円

### ○議会運営事業

#### 1. 議会の権限とは？

町議会は地方自治法などの法律によって多くの権限が与えられており、町政の重要な事柄を審議・決定する大切な役目を持っています。主なものは次のとおりです。

##### ①議決

議会に与えられた権限の中で最も重要なもので、

- ・条例の制定・改廃
- ・予算の決定
- ・決算の認定
- ・一定金額以上の契約の締結

など、町政の重要な事柄に関しては、全て町議会の議決が必要です。



##### ②調査と検査

町の仕事が、町議会の決定に従って適正に行われているかどうかを調査、検査します。

##### ③意見書、決議

町民の福祉の向上や利益につながることについて、国、県、関係省庁などに意見書を提出したり、国政や社会問題などについて、議会の意思を明らかにするために決議を行ったりします。

##### ④その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権、町長が副町長、教育委員、監査委員などを選任する場合の同意権、町民から提出された請願・陳情の受理権などがあります。

#### 2. 議会運営に係る主な経費

①議員報酬	4,618万円
議長	30万円(月額)
副議長	25万円(月額)
常任委員長	24.2万円(月額)
その他議員	23.3万円(月額)



②議員期末手当                      1,418万円  
報酬額に10%を乗じた得た額を加算した額に100分の335を乗じた額(年間)

③議員共済会給付負担金等        754万円

- ④旅費 395万円  
 特別旅費（職員分） 0円  
 費用弁償（議員分） 395万円

ア. 費用弁償、所管事務調査費用

- ・議会議員が議会や委員会に出席すると、旅費として日額2,000円が一律に支給されます。これを費用弁償といいます。
- ・所管事務調査とは、それぞれの委員会が分担している町の仕事(所管事務)について調べることです。調べたことをもとに、改善・改良すべきことを指摘したり、あるいは政策の提案などを行います。(この調査については、議員の任期中に、1度実施しており、平成19年度で実施したため今年度はありません。)

- ⑤議長交際費 20万円

議長が支出する交際費は、議長等が町議会を代表して、個人・団体との交際に予算の範囲内において支出する経費です。たとえば外部からの案内により、会議、祝賀会等に参加する場合の会費や議会関係者等への弔慰等がこれにあたります。交際費の支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最小限になるよう努めています。

- ⑥負担金、補助及び交付金 304万円

- ⑦行政経費(コピー使用料)など 82万円



▲本会議(議場)のようす



▲第16期南風原町議会議員

## 議録作成事業

(担当:議会事務局 局長:宮城政行)

### ○会議録作成事業

166万円

法律で議長は、会議の結果に会議録を添えて町長へ報告することになっています。「会議録」は議会の本会議の内容をありのままに記録した書類で、本会議の様子をテープに収録し、それを反訳後、内容の調整をし、冊子にまとめます。議論された内容すべてを記録した唯一の証拠書類となるので、原本は重要な書類として保管されていますが、写しは、南風原町の図書室や文化センターなどでも見ることができます。

主な経費

会議録印刷製本費 166万円

## 監査委員事業

(担当:監査委員事務局 局長:宮城政行)

### ○監査委員事業

149万円

監査委員は、法令により定められた権限(地方自治法第199条第3項)に基づいて、町の予算の執行、収入、支出、契約、財産管理などの財務に関する事務等が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかなど行政運営全般について監査を行います。

1. 法令に沿って正しく執行されているか
2. 町民の福祉増進のため最少の経費で最大の効果を挙げているか
3. 公正で合理的かつ効率的に執行されているか

上記のような観点から監査を行い、その結果を町長や町民の方々に提出し、公表します。

※詳しくは、「教えて！監査のしくみ」をご覧ください。

監査委員事業に係る主な経費

監査委員報酬	116万円
・識見を有する者として選任された委員	5.2万円(月額)
・町議会議員のうちから選任された委員	4.4万円(月額)

監査委員費用弁償 13万円(旅費として1,000円/日等)

その他の経費(消耗品費) 20万円



## 例規集のデジタル化事業

(担当:総務部 総務課 課長:金城宏伸)

### ○例規集のデジタル化事業

426万円

条例、規則は都道府県や市町村が議会の議決などを経て定めた「きまり」のことです。南風原町にも条例・規則があり、役場の仕事や手続きなどを行う際は条例・規則に従って行われます。条例・規則は社会情勢によって日々変わっていきます。この条例・規則を役場庁舎内をネットワークでつないでいるコンピュータで管理し運用しています。

新しい項目を作ったり、時代に合わない項目を廃止するなど条例・規則の更新を随時行っている、条例の適正な公開に備えて整備をします。

#### 主な経費

南風原町例規集追録料	300万円
例規サポートシステム委託料	126万円



## 職員研修事業

(担当:総務部 総務課 課長:金城宏伸)

### ○職員研修事業

150万円

今日の社会の変化に伴って、町民の価値観や生活意識は変化し、役場などの行政に求めることもより多く、より広くなっています。このような時代の変化にすばやく対応し、町民の期待に応えていくためには、職員一人ひとりの能力の向上、また、優れた人格を育てることが大切です。

幅広い知識と教養、社会の変化にすばやく対応できる能力を身につけた人間性豊かな職員を育てるため、沖縄県自治研修所をはじめ、東京にある全国建設研修センター、千葉県にある市町村職員中央研修所、滋賀県の全国市町村国際文化研修所など県内外の研修所へ計画的に職員を派遣しています。その他にも、他府県の市町村の効率的な行政運営の先端技術の視察、専門的な知識をもっている方などを講師に招き、役場職員を対象とした研修会を開催していきます。

#### 主な経費

研修講師などの謝礼	4万円
研修旅費	118万円
研修会などの負担金	28万円



全国の市町村が共同して利用できる研修機関（全国市町村国際文化研修所）



## 各種団体運営費負担事業

(担当:総務部 総務課 課長:金城宏伸)

### ○各種団体運営費負担事業

204万円

町では、住民の生活に関わる団体の運営や活動事業を支えるため負担金を支出しています。

#### 1. 沖縄県人権協会負担金 1万円

基地をめぐる人権相談やその他、子どもの人権や女性の人権、また一般的な人権相談などの無料人権相談のほか、人権侵害の具体的な調査活動をすすめ問題解決を行ったり、人権問題に関する学習会の実施などを通じての人権意識の啓蒙普及に努めている団体です。

#### 2. 那覇人権擁護委員会負担金 7万円

人権擁護委員は、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある人を町長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱したです。人権擁護委員の仕事は、地域住民の人権が侵害されないように監視することです。もし、人権が侵害された人がいた場合は、相談相手になり、適切な処置を行います。また、正しい人権の考え方を広めます。日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるのか分からなくて困ったりすることがあれば、お気軽に役場総務課に人権擁護委員の連絡先をお問い合わせ下さい。

##### ★ 南風原町の人権擁護委員の連絡先

- ① 赤嶺幸信(字宮平) TEL889-2372
- ② 上原弘子(字宮平) TEL889-6942
- ③ 金城トミ子(字津嘉山) TEL889-1257



#### 3. 日本非核宣言自治体協議会負担金 2万円

自分たちの住む町や村を核戦争のために提供するのは絶対やめようという願いをこめて、「非核地域」宣言をしている市町村が全国にはたくさんあります。南風原町もその一つで、核兵器をなくすための運動を行っています。



#### 【 非核宣言自治体とは 】

核兵器廃絶や非核三原則を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体のことで日本の自治体のうち74%以上がこの非核宣言を行っています。

## 4. 沖縄県更正保護会補助金 4万円

刑務所や少年院といった矯正施設を出て、新たな人生にかけようと誓いながら、行き場のない人たちがいます。更生保護施設(更生保護会)は、このような人たちを保護し、社会復帰を助けています。更生保護施設では、宿泊所や食事を与えることに加え、就職指導や社会適応のために必要な生活指導も行い、社会復帰の手助けをしています。

## 5. 南風原町更正保護婦人会補助金 17万円

犯罪や非行のない明るい社会を作ろうとする婦人ボランティアの団体です。刑務所や少年院などの矯正施設を訪問し、そこに収容されている人たちを激励したり、また、その家族に対して、日常の悩みについての相談にのったり励ましたりを行って本人の立ち直りのための良い環境を整えることにも協力をします。

## 6. 南部保護区保護司会負担金 36万円

南部の市町村で作っていて、更生保護に関する地区内での情報交換や協力体制に努めています。

## 7. 南風原町保護司活動補助金 45万円

保護司は、地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りを支援しています。毎月、保護観察対象者が保護司の家を訪問したり、保護司が対象者の家を訪ねたりしています。そこで保護司は、対象者の最近の生活状況などについて話し合い、相談に応じて指導・助言を行っております。また、これらの内容を「報告書」にまとめ、保護観察所に提出し、相互のパイプ役とした活動をしています。

## 8. 第37回九州地区消防救助技術指導会負担金 11万円

九州地区消防救助技術指導会とは、九州地区の消防隊員の救助技術の向上を目的として、陸上の部と水上の部の様々な種目を、九州地区の各県から選抜された代表者(チーム)が技とスピードを競い合う大会です。沖縄県を含む九州各県を1つのブロックとし、持ち回りで大会が開催されており、今年は北谷町で7月に開催されることになっています。開催地となる市町村では負担金を支出し大会の成功をサポートしています。日頃鍛え抜いた消防救助技術を披露し、競い合うことで、複雑多様化する諸災害に対処する技術力向上に貢献している大会です。



▲昨年度の消防救助技術指導会の様子

9. 沖縄県総合更正保護センター(仮称)建設助成金 26万円

沖縄県更正保護会「あけぼの寮」の新築移転費用の助成金として負担する費用です。

現在のあけぼの寮は、昭和45年に建築された鉄筋コンクリート3階建ての施設のため、老朽化が進み、内外壁の亀裂や配水管の故障がみられるほか、被保護者の居室も狭隆で、部分的な改善、改修では対応できない状況にあるようです。時代に即応した積極的な更生保護事業を行い、処遇内容の充実を図るため、また、これを機に地域との交流融合を図るうえからも、地域の方々に利用してもらえらる集会室兼コミュニティーホールや更生保護関係団体の事務所等を備えた総合更生保護センターの新築を目的とした計画が予定されています。

計画の実現に向けて県内各市町村でも新築費用の助成を行うこととなりました。

10. ハワイ沖縄プラザ事業財団支援補助金 51万円

ハワイにおける沖縄文化の保護と継承を目的としてハワイ連合沖縄協会が活動しています。

その協会が長期的に運営することができるよう確実な資産形成を図ることを目的として「ハワイ沖縄プラザ」の建設を予定しており、県や各市町村で建設費の一部に対する財政支援を行うこととなりました。

ハワイ沖縄プラザ建設への財政支援は、平成20年度と平成21年度の2年間で負担することとなっています。



11. その他 4万円

- 沖縄市町村行政相談連絡協議会負担金
- 沖縄本島ダム事業促進協議会負担金
- 社会保険協会会費

## 市町村関係団体運営費負担事業

(担当:総務部 総務課 課長:金城宏伸)  
(担当:総務部 企画財政課 課長:城間克剛)

### ○市町村関係団体運営費負担事業

639万円

1. 沖縄県町村会負担金 282万円

沖縄県町村会は、県内の30町村をもって組織する団体で、町村の連絡調整を図り、円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的として運営しています。平成20年度の主な事業は下記のとおりです。

- ①市町村の当面する諸問題について国及び県への要請・要望活動事業
- ②市町村職員への研修事業
- ③広報「自治おきなわ」の発行事業
- ④共済保険事業
- ⑤市町村関係団体及び全国町村会及び九州各県との連携事業
- ⑥総会・理事会など各種会議の開催

\*南風原町の負担金(算出方法は各市町村同じです)\*

- ①均等割(30%) 町村当たり 327,000円
- ②人口割(70%) 一人当たり 74.41円×33,537人 2,495,506円

※人口は平成17年度国勢調査による

## 2. 南部市町村会負担金 268万円

南部市町村会は、南部の4市4町6村をもって組織する団体で、南部市町村間の連絡調整を図り、地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的として運営しています。平成20年度の主な事業は下記のとおりです。

- ① 地域の諸問題解決促進を図るため、行財政専門委員会を設置し、必要に応じて会議を開催し、その対策協議及び調査研究
- ② 地域の諸問題解決促進を図るため、県(農林水産部)との行政懇談会及び関係国会議員、沖縄県議会南部振興議員連盟、その他関係団体などとの懇談会の開催
- ③ 地域の諸問題解決促進を図るため、国、県等への要請活動
- ④ 市町村自治の振興を図るため自治体職員研修トップセミナー及び自治体職員政策形成セミナーの開催やその他必要とみられる調査研究
- ⑤ 南部市町村会、南部振興会、南部広域市町村事務組合など、関係団体の活動状況に関する広報「なんぶ概要」を発刊する
- ⑥ 地区関係団体の事務事業の運営(事務局兼務)  
南部地区市町村議会議長会、南部離島町村長議長連絡協議会、市町村職員年金者連盟島尻郡支部
- ⑦ その他地方自治振興に関する調査研究及び必要な事業



\*南風原町の負担金(算出方法は各市町村同じです)\*

- ①均等割(40%) 市町村当たり 828,516円
- ②人口割(60%) 一人当たり 55,299円×33,537人 1,854,579円

※人口は平成17年度国勢調査による

## 3. 南部振興会負担金 89万円

南部振興会は、南部の14市町村(浦添市除く)で組織する団体で、学生に対する奨学資金の貸し付け事業や、農業・畜産の問題などを解決して、発展させるなどいろいろな取り組みをしています。その他にも14市町村の女性会、その他の社会教育団体の育成活動を行ったり、南部市町村との連絡調整を図り、南部の地域を良くしていくことをねらいとしています。そのための費用(負担)を各市町村が出し合っています。

南風原町の負担金(算出方法は各市町村同じです)

- ①均等割(40%) 全市町村同額 274,292円
- ②人口割(60%) 一人当たり18.308円×人口33,537人 613,985円

※人口は平成17年度国勢調査による



## 企画事務事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:城間克剛)

### ○企画事務事業

667万円

1. 南部広域市町村圏事務組合負担金(総務費) 161万円  
(衛生費) 140万円(南斎場建設計画負担金)

南部広域市町村圏事務組合は、南部の15市町村(浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村)で組織する一部事務組合です。一部事務組合とは、複数の市町村で事業を進めることが、より高い事業効果が得られると認めた事業を行う団体のことです。

設立から16年が経過して、この間、北斎場いなんせ斎苑(那覇市、浦添市で負担運営)の開設をはじめ、各種の「ふるさと市町村圏推進事業」を展開してきました。

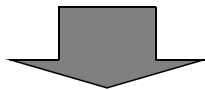
南部広域圏においては、平成15年10月に、10年間の第3次南部広域圏計画が策定されました。その推進体制を強化する立場から、長年の懸案であった南部広域行政組織の事務局統合が進み、平成16年4月1日から、(財)南部振興会、南部市町村会をはじめ各種協議会等の事務局を南部広域圏事務組合に集め、南部広域圏の地域振興に対し、より一体的な体制が誕生しました。そのための費用を南風原町も負担しています。

※事務所は、那覇市壺屋の壺川ビル2階にあります。

#### <平成20年度の主な事業>

##### ①ふるさと市町村圏基金事業

- 1) 地域づくり推進事業・なんぶの地域づくりとネットワークの基盤づくり
- 2) 広域研修事業・自治体職員政策形成セミナー
- 3) 芸術文化推進事業・日露交歓コンサート2008沖縄公演
- 4) 地域福祉推進事業・第14回視覚障がい者マラソン沖縄大会(南城市)
- 5) 青少年健全育成事業・南部地区少年野球交流大会
- 6) 情報発信事業・ホームページ「まるごと!なんぶ沖縄」
- 7) 共催事業(NAHAマラソン、なんぶトリムマラソン、130万県民平和の光)
- 8) 南部広域圏南斎場 基本構想策定



#### ★★南斎場(仮称):平成24年度の供用開始を目指します。★★

南部広域圏の6市町(糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町)では、南斎場(仮称)建設に向けて取り組んでいます。

長年にわたり火葬業務を民営に委託しておりましたが、火葬場の建設および運営は本来、地方公共団体の責務であることから、平成19年度に南部広域市町村圏事務組合内に南斎場建設準備室を設けました。

建設スケジュールについては、平成20年度に基本構想等を策定し、平成22年度までに建設位置を選定するとともに住民説明会および都市計画法等の手続きを完了させ、平成23年度に施設整備を行い、平成24年度の供用開始を目指します。

## ②広域的火葬場・斎場の管理運営(平成14年3月 供用開始)

名称：いなんせ斎苑(那覇市、浦添市で負担運営)／火葬炉数 6炉

住所：浦添市伊奈武瀬一丁目7番5号

対象：那覇市・浦添市及び南部広域圏内外の市町村

## ③負担金の算出方法

■(総務費)全市町村の負担金総額 2,881万円

うち南風原町の負担【161万円】の内訳 ← 人口割+均等割

1) 人口割(70%) 1人当たり30.791円×人口 33,537人=1,032,658円

※人口は平成17年度国勢調査による

2) 均等割(30%)全市町村同額 576,260円

■(衛生費)構成市町の負担金総額 896万円(南部広域圏南斎場 基本構想策定業務)

○構成市町／糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町

うち南風原町の負担【139万円】の内訳 ← 人口割+均等割

1) 人口割(70%) 1人当たり28.239円×人口 33,537人=947,072円

※人口は平成17年度国勢調査による

2) 均等割(30%)全市町村同額 448,000円



▲なんぶトリムマラソン



▲日露交歓コンサート



▲自治体職員政策形成セミナー



▲視覚障害者マラソン

## 2. 南部広域行政組合負担金 328万円(事務局運営費負担金)

南部広域行政組合は、昭和56年4月に『伝染病隔離病舎』と『視聴覚ライブラリー』の設置及び管理運営を目的に、那覇市を除く浦添市、西原町以南の南部20市町村で設立されました。平成6年4月には広域教育事業として『島尻教育研究所』が加わり、さらに、平成10年4月、島尻教育研究所に心因性不登校児童生徒のための『しののめ教室』が開設されました。平成11年3月末伝染病予防法の改正により、伝染病隔離病舎の市町村設置義務が解かれたことに伴い同事業も廃止されました。平成14年4月からゴミ処理施設建設事業(『一般廃棄物最終処分場』)が新たに加わり現在4事業の推進を行っています。

現在の構成市町村は、13市町村で糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村、西原町となっております。南部広域行政組合の事業内容により、役場での担当課が変わります。企画財政課、教育委員会学校教育課、生涯学習文化課が関わっています。

### ①その他、市町村で共同処理している事業

(組合構成市町村の中で事業ごとに共同処理する市町村が異なります)

事業名(上段)と本町の負担金額(下段)	構成市町村
視聴覚ライブラリー事業(11市町村) ・視聴覚ライブラリー事業負担金 156万円 (担当:生涯学習文化課)	豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
島尻教育研究所事業(10市町村) ・島尻教育研究所負担金 503万円 (担当:学校教育課)	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村
しののめ教室事業(9市町村) ・適応指導(しののめ)教室負担金 55万円 (担当:学校教育課)	豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村
一般廃棄物最終処分場事(6市町) ・最終処分場負担金 0円	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町



## 視聴覚ライブラリーをご活用ください

八重瀬町にある南部広域行政組合視聴覚ライブラリーには、学校教育から生涯学習に関するいろいろなビデオテープ、DVDなどの資料と機材があります。それらは、南部広域行政組合に加入している小中学校や社会教育団体及び教育文化団体などへ無料で貸し出しています。

※予約があった機材・教材を指定の場所(組合管内)まで配送・回収いたします。  
運航日は月・水・金(祝祭日運休)です。

※当日の予約は対応できない場合がありますので、前日までにご連絡ください。

### 南部広域行政組合視聴覚ライブラリー

#### ◎教材

VHS	16 <sup>ミリ</sup> フィルム	DVD
1,626本	672本	117本

#### ◎機材

16 <sup>ミリ</sup> 映写機	プロジェクター	スクリーン
7台	13台	11台
DVDプレーヤー	ビデオレコーダー	ワイヤレスアンプ
2台	1台	2台
マイク+ミキサーセット		
3セット(集音マイク3本)		



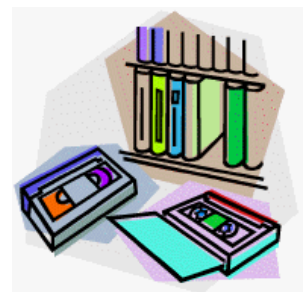
※お気軽にお問い合わせください。 TEL 998-8390

### 3. その他の経費 39万円

企画事務を運営するための消耗品費や、上記以外の関係団体への負担金も支払っています。

#### 主な経費

島尻地域振興開発推進協議会負担金	24万円
沖縄地域産業立地推進協議会負担金	10万円
沖縄県地域づくりネットワーク負担金	2万円
沖縄地区官公署等登記事件処理対策協議会負担金	1万円
消耗品費	2万円





地籍調査管理事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:城間克剛)  
67万円

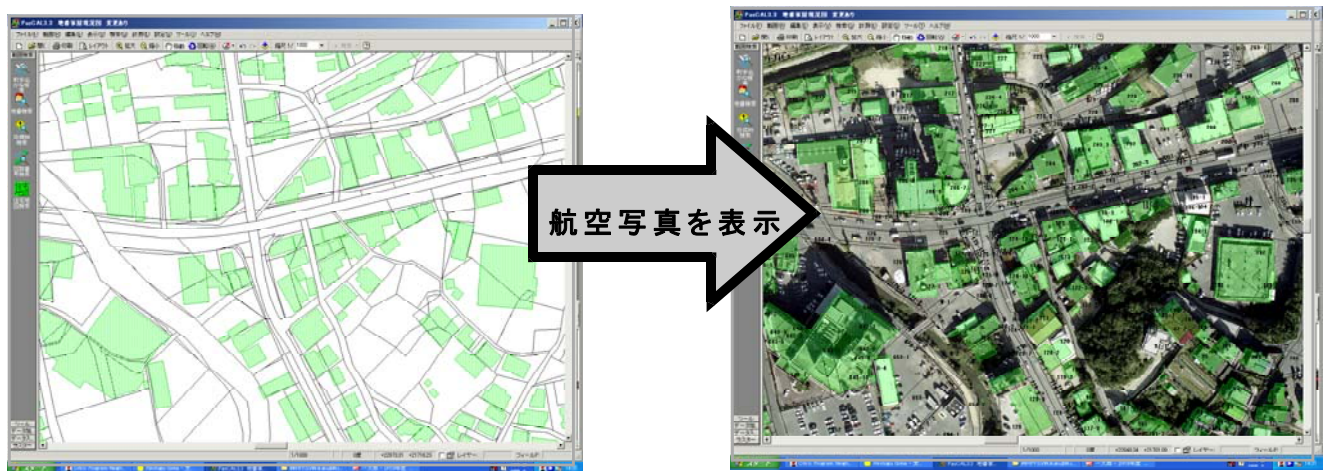
○地籍調査管理事業

地理情報システム保守料 67万円

1. 事業の概要

町では平成14年度よりGISを導入しています。「GIS」は、「ジーアイエス」と呼びます。【Geographical Information System】の頭をとって呼称として使っています。日本語に訳すると「地理情報システム」となります。

コンピュータ画面上で南風原町の地図や、建物の配置を見ることができます。さらに南風原町上空から撮影した、航空写真も表示することができます。それらを重ね合わせることで、南風原町の様子が、視覚的によく解るようになります。



地図の表示は、他にも地形図や都市計画図を表示することができます。また距離や面積の計測、公共物などの場所を入力することも可能です。

2. 事業の展開

GISでは、デジタル化された地図に、南風原町のさまざまなデータとの関連づけが可能です。昨年度には、各課が保有している行政情報を、GIS上で表現させる方法を開発しました。

その方法の活用で、これまで一覧表等でしか把握できなかった情報を、地図上でビジュアル的に表現する事が可能となり、新たな行政施策の展開や、分析等が可能となります。今年度は庁内ネットワークを活用し、それらの利活用を図っていきます。



3. 何のための予算なの？

今年の予算は地理情報システムの年間保守料金として計上しました。保守とは、システムの点検や整備、データの差し替え、そして利活用の指導、質問への対応などを含みます。専門的な知識を必要としますので、その技術を持った専門の業者と事業をすすめていきます。

電子計算事務事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:城間克剛)

○電子計算事務事業

5,858万円

町では事務事業のコスト圧縮や効率化、また、業務改善を進めることが大きな経営課題の一つとなっています。改善の方法として、すべての住民サービスにおいて、「正確さ」、「スピード化」、「効率化」が求められており、住民情報システムなど業務の多くをコンピュータにより管理・運営しています。今後も業務が円滑に行われ、個人情報などが厳格に守られるように、セキュリティー性(安全・保障)を高めるためのシステム改修やコンピューター機器の導入、セキュリティーポリシーの運用・更新を行い、これまで以上に適正な運用を行います。

「セキュリティーポリシー」って？

南風原町が管理する各情報システムには、町民の情報のみならず町を運営する上で重要な情報など、外部に漏れた場合には極めて重大な結果を招く情報が多くあります。コンピュータウイルス感染による情報やシステムの破壊、トラブルによる情報システムの停止、データの喪失など、さまざまな危険から住民の財産やプライバシーなどを守らなければなりません。そのために、どの情報を誰が読み取れるようにするか、どの操作を誰に対して許可するか、どのデータを暗号化するかなど、情報の目的外利用や外部からの進入などを防止するための方針を平成16年7月に決めました。これを「セキュリティーポリシー」といいます。コンピューターなどの技術は急速に進歩しており、セキュリティーポリシーも状況の変化に素早く対応できるものでなくてはなりません。町では、情報システムごとに細かく安全・保障する方法を定めています。

1. 基幹システム(住民サービス系システム)の充実 4,267万円

住民情報システムや税金・収納管理システム、福祉・健康管理システムなど、住民サービスと生産性の向上を図るための電算システム導入や、今後の行政需要や財政改革に配慮した、事務体制や業務運用の効率化を実現していきます。

主な経費

システム・機器使用料	2,064万円
課税支援用システム使用料	166万円
システム・機器保守委託料	1,164万円
高速プリンタ・製本機等保守費	76万円
高速プリンタ・製本機等機器使用料	95万円
システム改修費(新制度への対応費)	316万円
印刷製本・その他	386万円



## 2. 情報系システム(事務処理部門)の充実 487万円

一般に「事務部門」や「管理部門」などよばれる事務事業の分野においても、パソコンなどを活用した事務の合理化や、庁内事務における電子申請や電子決裁への積極的な取り組みを行うことにより、本業を支えるためのいわば裏方業務においても、コストバランスや生産性改善の視点に立ち業務運用の効率化を実現していきます。

また、今年度は電子決裁など、電子自治体に対応したアプリケーションへの移行や高度なセキュリティを確保しながら、一台の端末を多彩な業務に活用することができるようシステムの改善を行います。

### 主な経費

電子自治体用アプリケーション等への移行費	482万円
その他事務経費	5万円

## 3. 行政情報システムの強化 1,104万円

顧客志向型の行政サービスや電子化を踏まえた業務改善が推進される中で、各サービス提供者に対し、個人情報をはじめとする情報やデータを確実に守る基盤と体制が求められています。特に行政の取り扱う情報は、明確な対策と管理責任を講じていかななくてはならないことから、今年度は、「操作者識別カードによる認証方式」と「通信の暗号化と通信相手チェック」の組み合わせにより、情報漏洩や不正使用などの対策を施し安全な運用を強化します。

### 主な経費

技術支援SE費	425万円
自動交付機管理経費	10万円
グループウェア運用支援費	189万円
システムの再構築費	480万円



### ★Pointチェック!

#### ■操作者識別カード

市町村の職員など、管理者が使用する場合は操作者識別カードを持ち、職員でも操作権限のない場合はシステムを使用できません。また、各職員ごとに保有するシステム(データ)への接続できる範囲を限定しています。

#### ■高速光回線とは?

レーザー光線を搬送波として用いる通信方式。光ファイバーケーブルで高速で伝送し、多重通信や双方向CATV(有線テレビ)、インターネットによる広域な電子メール(電子郵便)やその他情報等を素早く受け渡します。

## 庁内ネットワーク運営事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:城間克剛)

### ○庁内ネットワーク運営事業

971万円

さまざまな業務のIT化(情報技術による変化)が急ピッチで進められているなか、電子化された業務や事務用パソコンの利点を最大限に活かすためには、情報を相互に伝えるコンピュータネットワークのシステムやその仕組みが丈夫で安定していることが不可欠です。これにより業務やサービスの信頼性が向上し、安全・確実なコミュニケーションや共同作業、業務の効率化・生産性向上などの「付加価値」が創出されます。これら維持管理にかかる費用です。

また、OSS(オープンソースソフトウェア)を使って、増加するソフトウェアのライセンス料対策、運用・コスト軽減、新デスクトップ(SunRay)導入によるコスト減を目指します。

#### 主な経費

システム・機器運用支援費	305万円
電算機器処理使用料	212万円
ウイルス対策などのセキュリティ対策費等	454万円
※修繕費その他等は電子計算事務事業にて一括管理	

### ★Pointチェック!

#### ■OSS(オープンソースソフトウェア)とは

ソフトウェアの設計図にあたるソースコードを、インターネットなどを通じて無償で公開し、誰でもそのソフトウェアの改良、再配布が行えるようにすること。また、そのようなソフトウェア。

## 地域情報化事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:城間克剛)

### ○地域情報化事業

400万円

まちづくりの根幹である「情報の共有化」を進めるために、町ではインターネットによる積極的な情報の発信を行っています。より手軽に情報を入手・活用できるように、アクセス性向上のため、携帯電話サイトの開設や、インターネットからの施設予約、講座の申込などのサービスも開始しました。現在、多くの人たちに利用されているところです。一方、インターネットは誰でも利用することができるので、一部の不正な行為を行う人により情報が外部に漏れたり、システムが破壊されるなどの危険性が常につきまといまいます。そのため、南風原町ではファイヤーウォールなどセキュリティ設備を整備し、専門家による厳格な管理運営を行っています。

#### 主な経費

インターネット回線・プロバイダ費用	262万円
広域自動交付機用回線	35万円
小・中学校などとの通信費用	47万円
各字自治会用インターネット回線費用	26万円
教育委員会等出先ウイルス対策費	30万円





## 電子自治体推進事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:城間克剛)

### ○電子自治体推進事業

753万円

町では国の電子政府推進計画(IT新改革戦略<sup>※POINTチェック</sup>)を受け、いつでも、どこでも、誰でも情報通信技術(IT)の活用による恩恵を実感できる社会の実現へ取り組んでまいります。

#### 1. 総合行政ネットワーク事業 81万円

地方自治体内のネットワークを相互に接続し、地方自治体間のコミュニケーションの円滑化、情報共有の推進、行政事務の効率化を図ることを目的に、高度なセキュリティを確保した行政専用のネットワーク「総合行政ネットワーク(LGWAN)」の運用経費です。現在このシステムを利用して、さまざまな手続き(電子申請)やサービスの拡充ができるように整備を進めています。

主な経費 LGWAN用サーバ設備等保守 81万円

#### 2. 住民基本台帳ネットワークシステムの運営 416万円

地方公共団体共同のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図ることで、住民の4情報と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とするためのシステムであり、電子政府・電子自治体の基盤となるものです。今年、住民基本台帳カードによる証明書等の自動交付サービスなど、休日や夜間でも証明が交付できるよう条例や機器の整備を進めてまいります。

主な経費

サーバなど機器リース料	249万円
その他機器保守料	41万円
技術支援委託費	126万円

▲役場玄関に設置されている自動交付機。住基カード登録で土日、時間外でも住民票などが受け取れます(詳しくは住民環境課[889-4415]へお問い合わせください。)



#### 3. 電子自治体推進事業 256万円

IT活用による住民の利便性の向上と行政運営の簡素・効率化等を推進するため、これまで書面により行われている各種申請・届出等手続きについて、自宅や会社のパソコンからインターネットを利用して手続きができるように、『行政手続等の電子化推進計画』の策定やインターネットを利用した『電子申請・届出システム』<sup>※POINTチェック</sup>の整備を進めてまいります。

主な経費

管理運用における技術支援費	212万円
電子申請システム運用経費	44万円



★Pointチェック!

■IT新改革戦略

平成18年1月19日、政府IT戦略本部は、「IT新改革戦略」を打ち出しました。「世界最先端のIT国家」を目指して取り組んできたe-Japan戦略の5年間の成果と課題を受けて立案され、新たな改革を示した次期戦略のことです。それまであまり明らかにされてこなかった課題が具体的に示され、それらの克服があつてこそITによる日本の改革が完成すると明確に文章で表現しています。

■電子申請・届出システム

インターネットなどを利用することで、申請者の地理的および時間的格差を取り除き、会社や自宅パソコン、携帯電話端末の活用により、休日や夜間でも時間の制1約なく申請・届出が行えるシステム。

行政改革推進委員会事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:城間克剛)

○行政改革推進委員会事業

12万円

町は、社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な町政の実現を推進するために、条例により「南風原町行政改革推進委員会」(公募を含めた外部委員)を設置しています。「第二次南風原町行政改革大綱」(実施期間平成15年度～平成21年度)に掲載されている項目のうち、主に下記の項目について検証・審議していただき、町の行政改革に関する計画を推進していきます。

1. 行政組織・機構の見直し
2. 定員管理及び給与等の適正化の推進
3. 人材育成の推進
4. 事務事業の見直し
5. 財政の健全化
6. 公共施設の設置及び効率的な管理運営



主な経費

行政改革推進委員会委員の報酬など 12万円

◆◇◆ 平成19年度に「第二次財政健全化計画」を策定 ◆◇◆

町では、平成17年度から平成19年度の3年間を計画期間とした「財政健全化計画」を平成16年度に策定し、町民の皆さんと共に歳入確保・歳出削減に取り組んできました。平成19年度には「財政健全化計画」を踏襲したかたちの「第二次財政健全化計画」を作成し、行政改革推進委員の皆さんの審議を経て、町長へ答申され策定されました。このように、行政改革推進委員会では、町の行財政運営に関わる重要な事項を審議しています。

**住基・印鑑登録・外国人登録事務事業**

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城吉信)

**○住基・印鑑登録・外国人登録事務事業**

**430万円**

1. 住民基本台帳・印鑑登録に関する事務

住民の皆さんが町内や町外、県外、外国へ引っ越しをする場合は、役場への届出が必要になります。皆さんからの届出により、住民基本台帳へ登録したり、引っ越した事を記録したりと台帳を更新します。また、印鑑登録に関しても同じような作業を行います。この台帳を基に、住民票や印鑑証明書の発行などを行います。

主な経費

申請書等印刷代	64万円
窓口対応臨時職員賃金	319万円
その他の経費	46万円



2. 外国人登録事務

外国人登録は、外国人の居住関係及び身分関係を明確にして在留外国人の公正な管理を目的とするものです。外国人は日本に上陸した日から90日以内に居住地の市区町村役場で外国人登録の申請を行わなければなりません。

主な経費

沖縄県外国人登録事務協議会負担金	1万円
------------------	-----

**戸籍事務事業**

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城吉信)

**○戸籍事務事業**

**145万円**

住民の皆さんからの戸籍の届出により、戸籍を変更したり、新しく作ったりします。また、戸籍謄本や戸籍抄本の発行なども行います。

主な経費

戸籍発行用コピー機保守管理委託料	31万円
戸籍発行用コピー機リース代	63万円
その他の経費	51万円



**自動車臨時運行許可業務**

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城吉信)

**○自動車臨時運行許可業務**

**5万円**

新規又は車検の切れている自動車を車検場に持って行くなど、公道を臨時的に走らせるために必要な許可を受けるための制度が臨時運行許可(仮ナンバー)制度です。

住民課の窓口で許可業務を行っています。

主な経費

申請書等印刷代	5万円
---------	-----



## 住民環境課からのお知らせ

### 1. 戸籍の届出時には身分証を持参してください

近年、本人の知らない間に他人が勝手に婚姻届や養子縁組届などを提出する事件が起きています。町ではこうした虚偽の届出を防止するために、次の5つの届出について窓口へ届出を出す全ての人に身分証(官公署発行で写真付きのもの:運転免許証・パスポート等)を提示していただいています。なお、身分証をお持ちでない人も届出をすることはできますが、本人と確認ができなかった場合には、郵便で届出があったことを当事者に通知しています。

※身分証の提示が必要な戸籍の届出: **婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届**

※自分自身が窓口に来たことが確認出来ない場合には、縁組み等の届出を受理しないよう「**不受理申出**」をすることができます。

### 2. 住民異動届について

第三者のなりすましによる悪質な届出を未然に防ぐため、写真付き証明書等(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等)で本人の確認を行っています。

☆戸籍法及び住民基本台帳法が一部改正されました。

## 平成20年5月1日から「本人確認」が義務になります

近年、本人の知らない間に戸籍や住民票等の証明書が不正に取得されたり、虚偽の届出がされるという事件が全国的に発生していることや個人情報保護に対する関心が高まったことから、不正請求防止のため、窓口に来られた方の本人確認が義務付けられました。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

窓口に来られた方へ

## 「本人確認」にご協力ください！！

### ☆お持ちいただく本人確認書類

・本人であると確認できる証明書

○官公署が発行した顔写真が貼付された証明書など

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、外国人登録証明書、身体障害者手帳など

※複数提示をお願いすることがあります。(例えば、国民健康保険証と国民年金手帳など)

国民健康保険証、健康保険証、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証 国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、学生証など

代理人の方へ

## 「委任状」の提出が必要です。

※代理人は、本人確認書類と請求者の代理人であることを明らかにする書類(委任状)が必要です。

※偽りその他の不正な手段によって戸籍及び住民票等の証明書の交付を受けた者は、

**刑罰(30万円以下の罰金)**が科されます。

※印鑑証明書については、これまで同様**印鑑登録証**の提示のみで交付を受けることができます。



問い合わせ先 住民環境課 TEL889-4414



住民基本台帳ネットワークシステム事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城吉信)

○住民基本台帳ネットワークシステム事業

133万円

住民基本台帳ネットワークシステム(以下、住基ネット)により、全国どこの市区町村でも、運転免許証・パスポートなど(官公署発行の顔写真の入った証明書)を提示すれば住民票をとることができます。ただし、住基ネットに加入していない市区町村ではできません。

これら、住基ネットの運営経費となっています。また、住民基本台帳カード(住基カード)の交付なども行っています。主な経費

住民基本台帳ネットワークシステム委託料	70万円
住民基本台帳カード発行機使用料	63万円

☆住基カードを取得し、自動交付機により各種証明書の発行が可能になります。

これまで役場庁舎で時間内にしかできなかった住民票等の発行が、自動交付機を利用することで、土日及び時間外(7:00~22:00)も可能になりました。また、那覇市内でも証明書発行が可能となり、天久・首里りうぼうでも自動交付機を利用できます。

交付可能な証明書の種類

- 住民票
- 印鑑登録証明書
- 所得証明書
- 納税証明書
- 資産証明書 等

※自動交付機の設置場所と利用時間

南風原町役場	・・・ 7:00~22:00
天久りうぼう	..... 9:00~22:00
首里りうぼう	..... 9:00~22:00

※住基カードで那覇市立図書館の利用も可能になりました。

### 住民基本台帳カード



住民基本台帳カード

△△市

2013年〇月〇〇日まで有効  
昭和\*\*年\*\*月\*\*日 姓 氏 女  
住 居 花子  
〇〇市△△町2丁目2番1号  
連絡先 △△市役所市民課 TEL:000-△△-1111



画面の読み取りで発行可能  
住民基本台帳カードを挿入してください

住民基本台帳カード挿入口

液晶ディスプレイに住民票の画像が表示されます

お問い合わせは、自動で役場につながります

運転免許証などと同様に公的証明書として利用できます。発行は役場住民課窓口で行います。免許証などの身分証明書を持参ください。

受付時間 9:00~16:30

※交付時間は30分ほどかかります。

お問い合わせ:南風原町役場・住民環境課 ☎889-4414

## 町県民税に係る経費

(担当:総務部 税務課 課長:新垣吉紀)

### ○町県民税に係る経費

664万円

町県民税は、前年度の収入を基に、納税者のそれぞれの負担能力に応じて負担し合う性格の税金であり、市町村では町民税と県民税を合わせて徴収いたします。町民それぞれに公平・公正に税金を賦課し、納めていただくために使われる事務的な経費となっております。

#### 主な経費

臨時職員賃金	213万円
納付書等郵送費	217万円
納付書印刷代など事務経費	234万円



## 軽自動車税に係る経費

(担当:総務部 税務課 課長:新垣吉紀)

### ○軽自動車税に係る経費

310万円

軽自動車及び小型二輪車の登録・抹消申請に基づいて税をかける際に、必要な項目のデータ入力やデータの保管、調査照会などを社団法人全国軽自動車協会沖縄県事務取扱所に委託します。

#### 主な経費

臨時職員賃金	78万円
軽自動車税申告調査委託料	99万円
納付書等郵送代	93万円
納付書印刷代など事務経費	40万円



## 固定資産税に係る経費

(担当:総務部 税務課 課長:新垣吉紀)

### ○固定資産税に係る経費

1,561万円

固定資産税(土地・建物・償却資産)に対する課税を適正に行うためには、その評価額(価格)が基本となります。土地や建物には様々な形態があり、適正な課税を行い、その評価について納税者へより分かりやすく正確に説明する目的から、町では以下のような業務を行っています。

#### 1. 不動産鑑定委託料(土地)

土地の固定資産税を評価するために基準となる標準宅地の下落や上昇の調査を不動産鑑定士に依頼します。適正に土地の固定資産税を課税するための委託料です。

#### 2. 評価替えに伴う路線見直し並びに航空写真データ作成委託料(土地)

固定資産税は、3年に一度評価替えを行っています。平成21年度評価替えを適正に行うため、設定路線の見直しと路線価の算出、また航空写真撮影を行い評価替え時点の土地の状況を把握するための委託料です。

### 3. 地番データ修正及び地目・地籍現況データ修正委託料(土地)

土地の分合筆(分けたり、ひとつにしたりすること)により、面積が変わったり、所有者が変わった土地のデータ修正を行い、その修正したデータで、図面を作成する業務です。土地の図面は、様々な場面で使われます。住所の確認、工事前の確認、道路の位置、境界の確認や土地の評価を決めるときの参考資料となります。このような評価に使う資料を準備することで、納税者に分かりやすく、納得できる説明を行うことができます。町では他に、土地の利用状況ごとに色分けした図面や、地域の土地価格がわかりやすく表示された路線価図などを作成しています。

### 4. 路線価データ作成(土地)

固定資産税の土地評価を行う目的で整備した路線価等の情報を集約し、それをインターネットで公開するためにデータ作成を行います。情報を開示することにより固定資産税評価制度に対する信頼確保を図る目的でデータ整備を行うものです。整備したデータは、(財)資産評価センターに集約され同センターのホームページから自由に閲覧できることとなります。

### 5. 地番図異動修正に係る画地測量(土地)

分合筆した土地は、奥行きや道路に面する長さが増減します。このような距離の変更を測量して土地を評価する業務です。一般的に土地が道に接しているほうが、出入りもしやすく便利です。また長細い土地や、形が悪い土地は利用しづらい土地となります。土地の評価は、このような土地の利便性や形状も判断となります。

### 6. 家屋調査システム保守管理委託

固定資産税(家屋)の適正な課税を行うためのシステムの保守を委託します。評価計算の標準化、検索、集計、住民情報総合システムへの転送、データの作成・修正を行うことで、事務のスピードアップを図ります。

### 7. 固定資産税納付書作成及び事務経費

固定資産税の納付書を発行し発送するための経費と事務用品などの消耗品費です。



### 8. 固定資産評価審査委員会に係る経費

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、町に設置されている固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることが出来ます。審査の申し出があった場合は、その審査申し出に対して、必要な調査・審査を行い決定します。その際の委員の報酬や費用弁償となります。

#### 主な経費

評価に伴う委託料	1,361万円	納付書発行及び郵送料	179万円
その他事務経費	21万円		



賦課徴収事業

(担当:総務部 税務課 課長:新垣吉紀)

1,767万円

○賦課徴収事業

町税(町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税)の徴収業務であり、滞納者に対しては税の公平な負担をもとめ、戸別訪問や口座振替等の納付指導及び徴収を行う経費です。職員6名体制ですが、平成16年度から納付指導を専門とする嘱託職員を4名配置し、滞納者の各家庭を訪問し、納税意識の普及を図っています。

また、平成19年度から徴税専門員を配置すると共に納税相談室を設けました。納税が難しい納税者と直接面談を行い納付方法を見いだしていこうというのが目的です。気軽な気持ちで相談室をご利用されてください。プライバシーは守られます。

さらに、平成20年度からはタイヤロックを購入し、町税納付(町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税)に応じない誠意のない滞納者に対し、タイヤロックを装着(差押)し、滞納額を減らす取り組みを行います。

タイヤロックを装着された自動車及びオートバイの例



主な経費

納付指導員嘱託費	792万円	過年度還付金	640万円
徴税専門員報酬	204万円	郵送費等	67万円
タイヤロック購入代金	2万円	その他消耗品など	62万円

★Pointチェック!

町では、町民の皆さんが毎日安心して生活が送れるよう防災・防犯体制、道路整備、福祉の充実、教育の振興など民間だけではまかなうことのできない幅広い仕事を行っています。このような仕事をしていくためには、資金が必要となります。その主要な財源となっているのが税金です。滞納整理に係る費用を軽減することができれば、その分教育や福祉の費用が増えることにもつながります。納税者のみなさま、期限内納付・口座振替にご協力ください。よろしくをお願いします。

町では、4月、5月、11月の年3回、町長を先頭に町の4役、全部課長と税務課・国民健康保険課の職員で、「町税と国保税の一斉徴税行動」を行っています。これは、税金の滞納者に税に対する理解を求め、町財政の健全化を図ることを目的としています。